

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法65条の2、民事執行規則38条7項、31条の2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となる場合がありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 1 日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 平 尾 良 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 24 日から 令和 8 年 10 月 1 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 7 日 午前 10 時 00 分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 28 日 午後 1 時 00 分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3.3 条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 1 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	8,990,000 7,192,000	一括	1,798,000	100,489	28,092
1	3,060,000				
2	240,000				
3	5,690,000				



物 件 目 録

1 所 在 姫路市花田町上原田字星谷
地 番 5 8 4 番
地 目 宅地
地 積 3 7 6 . 8 5 平方メートル

2 所 在 姫路市花田町上原田字星谷
地 番 5 8 7 番 2
地 目 宅地
地 積 2 9 . 7 5 平方メートル

3 所 在 姫路市花田町上原田字星谷 5 8 4 番地、5 8 7 番地 2
家屋 番号 5 8 4 番の 2
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 8 2 . 3 9 平方メートル
2 階 5 7 . 1 3 平方メートル

(附属建物)

符 号 1
種 類 物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 1 6 . 5 6 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 5 月 13 日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 西 眞庸夏

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1、2】

隣地との境界が不明確である。

本件土地上に現存しない建物（家屋番号 1 4 1 番）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

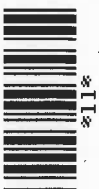
- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



11

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|--------|----------------------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 姫路市花田町上原田字星谷 | |
| | 地 番 | 5 8 4 番 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 3 7 6 . 8 5 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 姫路市花田町上原田字星谷 | |
| | 地 番 | 5 8 7 番 2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 9 . 7 5 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | 姫路市花田町上原田字星谷 5 8 4 番地、5 8 7 番地 2 | |
| | 家屋 番号 | 5 8 4 番の 2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 8 2 . 3 9 平方メートル |
| | | 2 階 | 5 7 . 1 3 平方メートル |
| | (附属建物) | | |
| | 符 号 | 1 | |
| | 種 類 | 物置 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 | |
| | 床 面 積 | 1 6 . 5 6 平方メートル | |



令和8年(ケ)第9号
令和8年2月24日受理
令和8年3月**13**日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 永 沼 孝 啓

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|--------|----------------------------------|-----------------|
| 1 | 所 在 | 姫路市花田町上原田字星谷 | |
| | 地 番 | 5 8 4 番 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 3 7 6. 8 5 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 姫路市花田町上原田字星谷 | |
| | 地 番 | 5 8 7 番 2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 9. 7 5 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | 姫路市花田町上原田字星谷 5 8 4 番地、5 8 7 番地 2 | |
| | 家屋 番号 | 5 8 4 番の 2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 8 2. 3 9 平方メートル |
| | | 2 階 | 5 7. 1 3 平方メートル |
| | (附属建物) | | |
| | 符 号 | 1 | |
| | 種 類 | 物置 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 | |
| | 床 面 積 | 1 6. 5 6 平方メートル | |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	姫路市花田町上原田584番地	
土地	物件1、2	
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件） ☐ （物件）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり（ただし、執行官の意見のとおり） ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件3	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所支部 令和年()第号 保管開始日 令和年月日 }	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件土地の形状等は、現地調査の結果から、概ね2枚目記載のとおりと認められる。
本件土地は、①法務局に地積測量図の備え付けがなく、②土地の周辺には境界標識と思われる金属プレートなどは確認できなかった上、南西側の部分については、建物図面（各階平面図）の形状と本件土地の利用状況（コンクリートブロックが設置されている）に基づく形状と異なっており、債務者兼所有者からの陳述も得られていない点も考慮し、この部分の形状は不明と判断した。
また、上記①と②（境界標識が確認できなかった点）などの点を踏まえると、本件土地は、隣地との境界が不明瞭である。
- 2 本件建物の占有状況等は、立入調査の結果、債務者兼所有者宛の郵便物が確認できた状況などから2枚目記載のとおりと認めた。
なお、附属建物には看板が取り付けられており、「睦建設」の屋号が表示されていたので、法務局で本件物件所在地をもとに法人登記の有無を調査したところ、その登記はない上、主である建物内に掲示されていた許可票に表示されていた「睦建設」の代表者名は本件の債務者兼所有者であった。
- 3 建物の状態は、壁（クロス）が全体的に汚損していたことなどが挙げられ、その他、経年程度の劣化があるものと思われる。
なお、本件建物に下屋が取り付けられている。
- 4 本件土地上のその他の参考事項は次のとおり
 - ・ 用途不明の足場を組み立てたものが確認できたが、設置状況から土地に定着性のある工作物と認めた。
 - ・ バックン、種々の建築資材など相当量の動産が置かれていた。また、1のコンクリートブロックの公道側にも資材が置かれている。
 - ・ 井戸がある（お菓子や水のお供えがされていた）。
- 5 本件土地上には、本件建物以外に次の建物の登記が存在している。現地調査の結果、本件土地上に本件建物以外の建物は存在しなかったため、建物の滅失登記がなされていない可能性があるが、詳細は専門家の調査を経て確定させる必要がある。

所 在	姫路市花田町上原田字星谷 584番地
家屋番号	141番
種 類	物置
構 造	木造瓦葺平家建
床 面 積	23.14㎡

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月24日（火） 9:41 ～ 9:52	神戸地方法務局姫路支局	公図等閲覧及び登記事項証明書交付申請
令和8年2月24日（火） 14:42 ～ 15:14	物件所在地	物件確認、物件調査、写真撮影、立入調査期日 通知書投函
令和8年3月2日（月） 15:25 ～ 15:35	神戸地方法務局姫路支局	法人登記事項証明書等交付申請
令和8年3月11日（水） 13:15 ～ 14:05	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、評価人を同行
～		
～		
～		
～		
(特記事項) ☐ 令和年月日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年3月11日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和年月日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

登記年月日：平成14年9月27日

566076

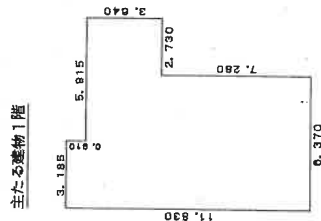
建築物平面図

家屋番号 584-2

建築物の所在 姫路市花田町上原田字星谷584番地・587番地2

平成十四年九月二十七日登記

主たる建物1階

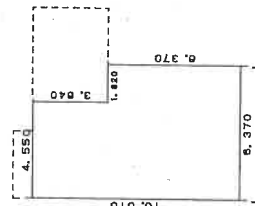


求積表

3.185	x	0.810	=	2.58350
9.100	x	3.840	=	33.12400
6.370	x	7.280	=	46.37360
計				82.395950

床面積 82.39 ㎡

主たる建物2階

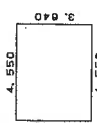


求積表

4.550	x	3.840	=	17.50200
6.370	x	6.370	=	40.57690
計				57.13890

床面積 57.13 ㎡

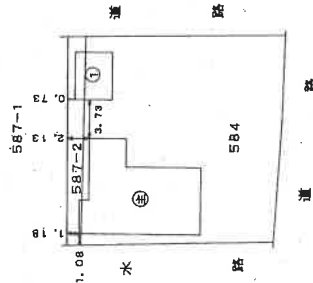
附属建物(符号1)



求積表

4.550	x	3.840	=	17.50200
-------	---	-------	---	----------

床面積 17.50 ㎡



作製者

(短印加刷)

縮尺 1/250

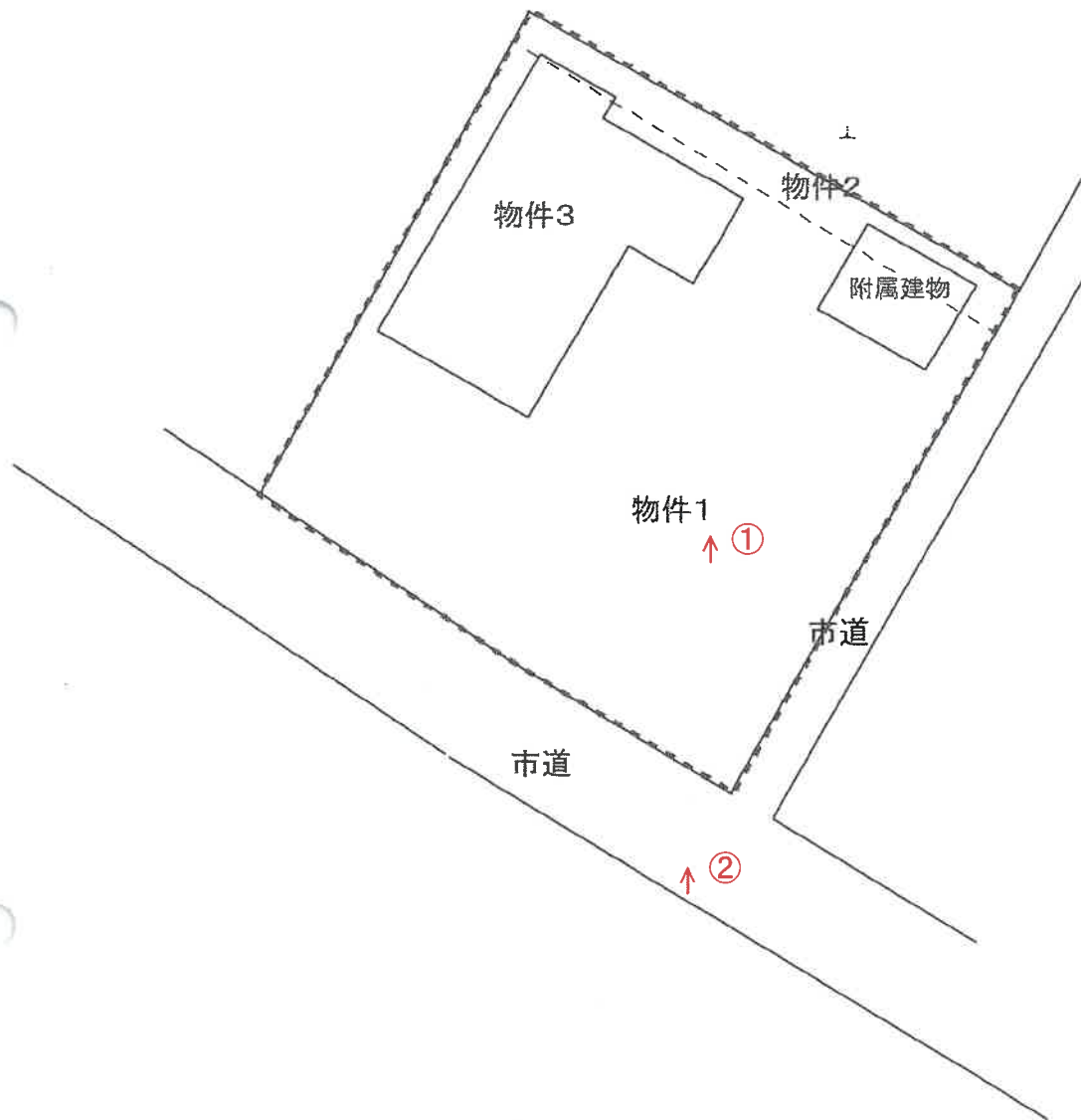
9月29日作成

申請人

縮尺 1/500

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

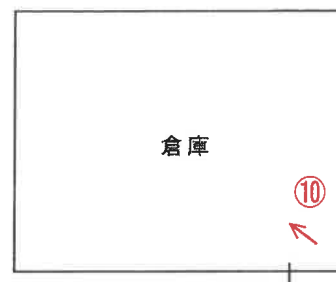
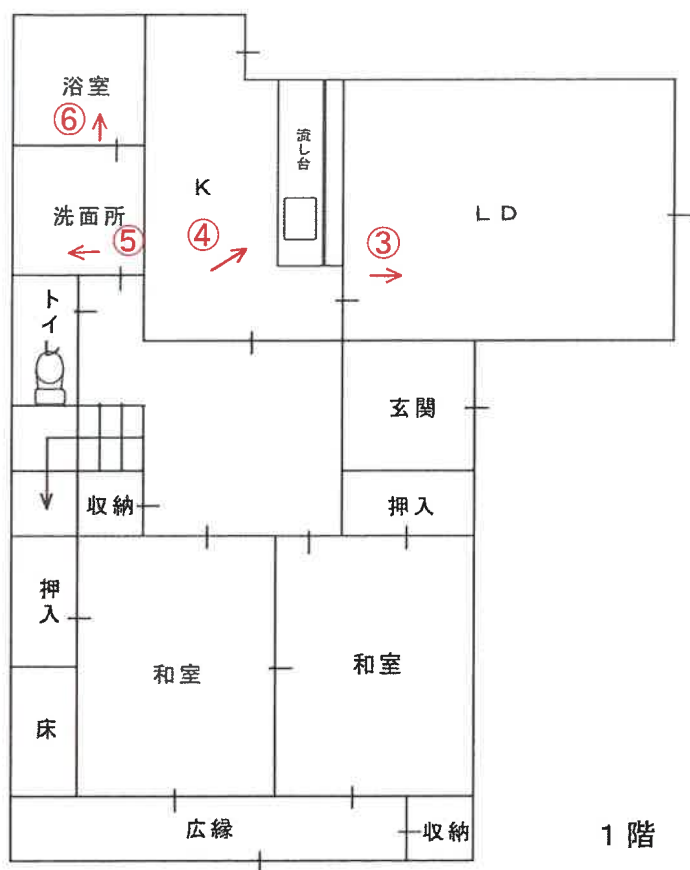
物件配置略図



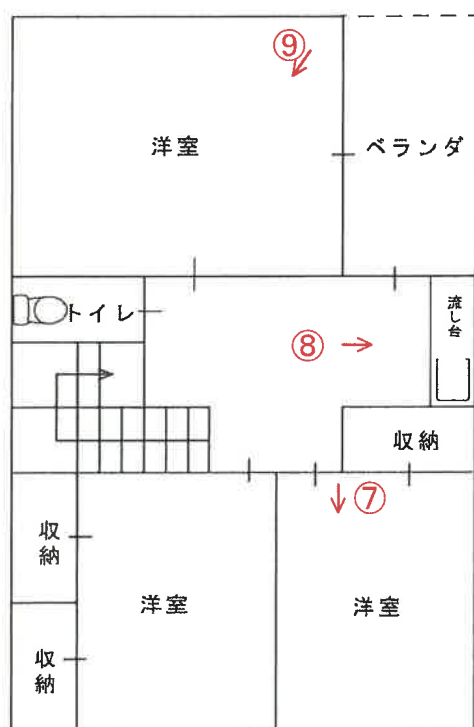
写真撮影位置方向

令和8年(ケ)第9号

建物間取図



附属建物



写真撮影位置方向

令和8年(ケ)第9号



No. 1

本件建物

本件附属建物



No. 2

本件建物

本件附属建物



No. 3



No. 4



No. 5



No. 6



No. 7

損傷箇所



No. 8



No. 9



No. 10

No. _____

No. _____

令和 8 年 (ケ) 第 9 号
令和 8 年 3 月 11 日 現地調査
令和 8 年 3 月 23 日 評価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

堂瀬さゆり

第1 評価額

一 括 価 格	
金8,990,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金3,060,000円
物件2(土地)	金240,000円
物件3(建物)	金5,690,000円

- 1 一括価格は、物件1ないし3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項			
	・ 本件土地については、法務局備付けの地積測量図等が存在せず、また現地確認においても、南西部分のコンクリートブロック設置箇所が建物図面上の形状と一致しないなど、隣接地との境界が判然としない部分が認められた。現況の利用状況から推定される境界線により囲まれた土地の面積は、登記簿記載の面積とおおむね同程度と見込まれるが、正確な面積の把握には専門家による測量を要する。 ・ 物件1には物件3のほか、下記の現存しない建物登記が存する。 家屋番号：141番 種類：物置 構造：木造瓦葺平家建 床面積：23.14㎡		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、物件2）

位 置 ・ 交 通	J R 線 御着駅の北方 約2.6 k m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付 近 の 状 況	やや狭隘な道路沿いに一般住宅、共同住宅、農地等が混在する集落地域。北方直線距離約100mにスーパー等郊外型店舗が複数存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60 % 200 % 防火指定なし 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規模 406.60 m ² の ほぼ整形地 間口約19m 奥行約20m	
接面道路の状況	南西側 約4.2m市道 南東側 約2m市道 （建築基準法第42条2項道路）	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1、2は物件3建物の敷地。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	本件土地は、土壌汚染対策法に基づく指定区域外にあり、また、有害物質使用特定施設の指定を受けた記録も認められない。しかしながら、本件土地には建築資材や廃材等が多数存していることから、土壌汚染等の可能性を完全には否定できない。なお、その有無の確定には、専門調査機関による分析調査を要する。	
特 記 事 項	・ 南東側道路は建築基準法第42条2項道路で、セットバックを要する。 ・ 姫路市役所備付の管路図によれば、前面道路には上水道本管が埋設され、引込線も確認されるが、本件土地内には井戸も存しており、現況においては井戸利用の可能性も認められる。 ・ 本件土地西側に約0.5mの水路が存する。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件3)

区 分	主である建物 (附属建物は「特記事項」に記載)
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載) 平成14年9月17日 新築 経過年数 24 年程度 経済的残存耐用年数 5 年程度
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : サイディング等 内 壁 : クロス壁等 天 井 : クロス等 床 : フローリング等 設 備 : 特になし そ の 他 : 特になし
床面積 (現況)	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途 : 居宅 間取り : 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・本件建物は築後24年程度経過し、内部では経年・使用相応の劣化が見受けられ、内壁クロスは全体的に汚損が見られ、また、2階洋室の内壁には穴が存する。さらに、床には撓みを感じられた。 ・附属建物も平成14年築であり、築後約24年を経過していることから、経年及び使用に伴う相応の劣化が認められる。外壁はサイディング、天井及び内壁はボード張り、床は板張りであり、仕様・品質は標準的であるが、保守管理の状態はやや劣る。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1、物件2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	35,800	0.90	376.85	0.90	10,930,000
2	35,800	0.90	29.75	0.90	860,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査（姫路（県）－34）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)

$$56,000 \times 99/100 \times 100/100 \times 100/155 \div 35,800$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要(1.00)

◇地域格差：街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率

$$100/102 \times 100/100 \times 100/150 \times 100/101 \div 100/155$$

イ 個別格差：角地、方位、要セットバック、規模件等(0.90)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
3	170,000	139.52	0.17	4,030,000
附属建物	80,000	16.56	0.17	230,000
				計 4,260,000

ウ 現価率

経過年数24年、経済的残存耐用年数5年、経済的全耐用年数29年、残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} / \text{経済的全耐用年数}) \} \times (1 - \text{観察減価} 0.2) \div 0.17$$

附属建物も同じ

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	10,930,000	0.50	法定地上権	5,470,000
2	860,000	0.50	法定地上権	430,000
計				5,900,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	10,930,000	-5,470,000		0.80	0.70	3,060,000
2	860,000	-430,000		0.80	0.70	240,000
3	4,260,000	+5,900,000	1.00	0.80	0.70	5,690,000
一 括 価 格 (合 計)						8,990,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 利用状況等から相応の減価が必要と判断した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (姫路(県)ー34)
所 在 : 姫路市飾東町庄字二反田135番12
価 格 : 56,000円/㎡
位 置 : JR線「御着」駅より道路距離3.3km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 127㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北側幅員5m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域(建ぺい率60%, 容積率200%)
地 域 の 概 要 : 小規模の一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域
- 2 固定資産税評価額(令和7年度)
物件1 : 9,383,565円
物件2 : 740,775円
物件3 : 4,242,316円

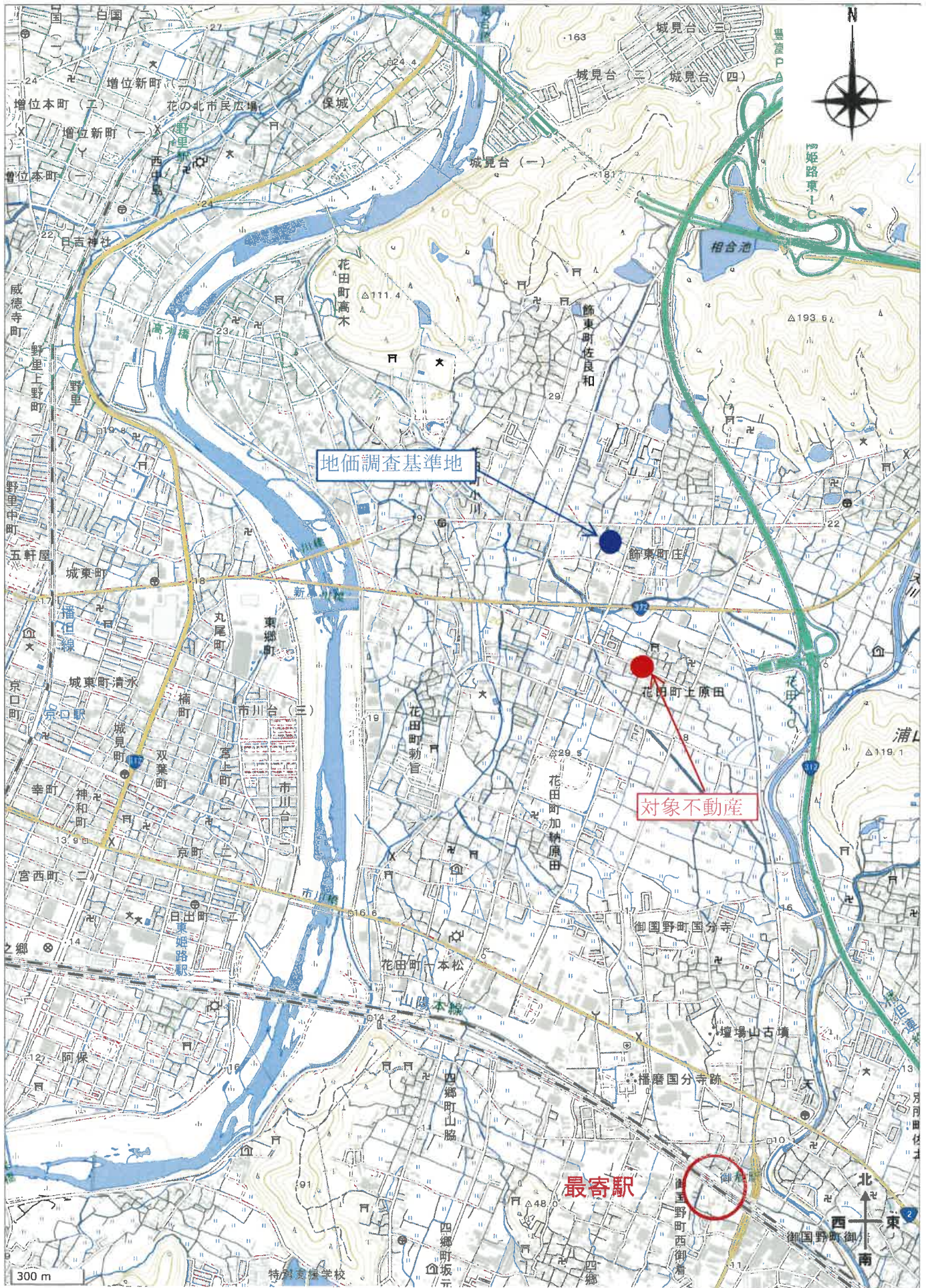
第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 物件配置略図
- 6 建物間取図
- 7 現況写真

以 上

物 件 目 録

- | | | | |
|---|--------|----------------------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 姫路市花田町上原田字星谷 | |
| | 地 番 | 5 8 4 番 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 3 7 6 . 8 5 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 姫路市花田町上原田字星谷 | |
| | 地 番 | 5 8 7 番 2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 9 . 7 5 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | 姫路市花田町上原田字星谷 5 8 4 番地、5 8 7 番地 2 | |
| | 家屋 番号 | 5 8 4 番の 2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 8 2 . 3 9 平方メートル |
| | | 2 階 | 5 7 . 1 3 平方メートル |
| | (附属建物) | | |
| | 符 号 | 1 | |
| | 種 類 | 物置 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 | |
| | 床 面 積 | 1 6 . 5 6 平方メートル | |



イ 611-2 水 ハ 612-4 570-4 ア 571-2 573-2 コ 574-2 700-3 ケ 水 583-3 キ 道



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	姫路市花田町土原田字星谷				地番	584番			
出力	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備考	付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月13日
神戸地方方法務局姫路支局
登記官



70%に縮小

登記年月日：平成14年9月27日

令和8年1月13日

神戸地方支務局姫路支局

登記官

各 階 平 面 図

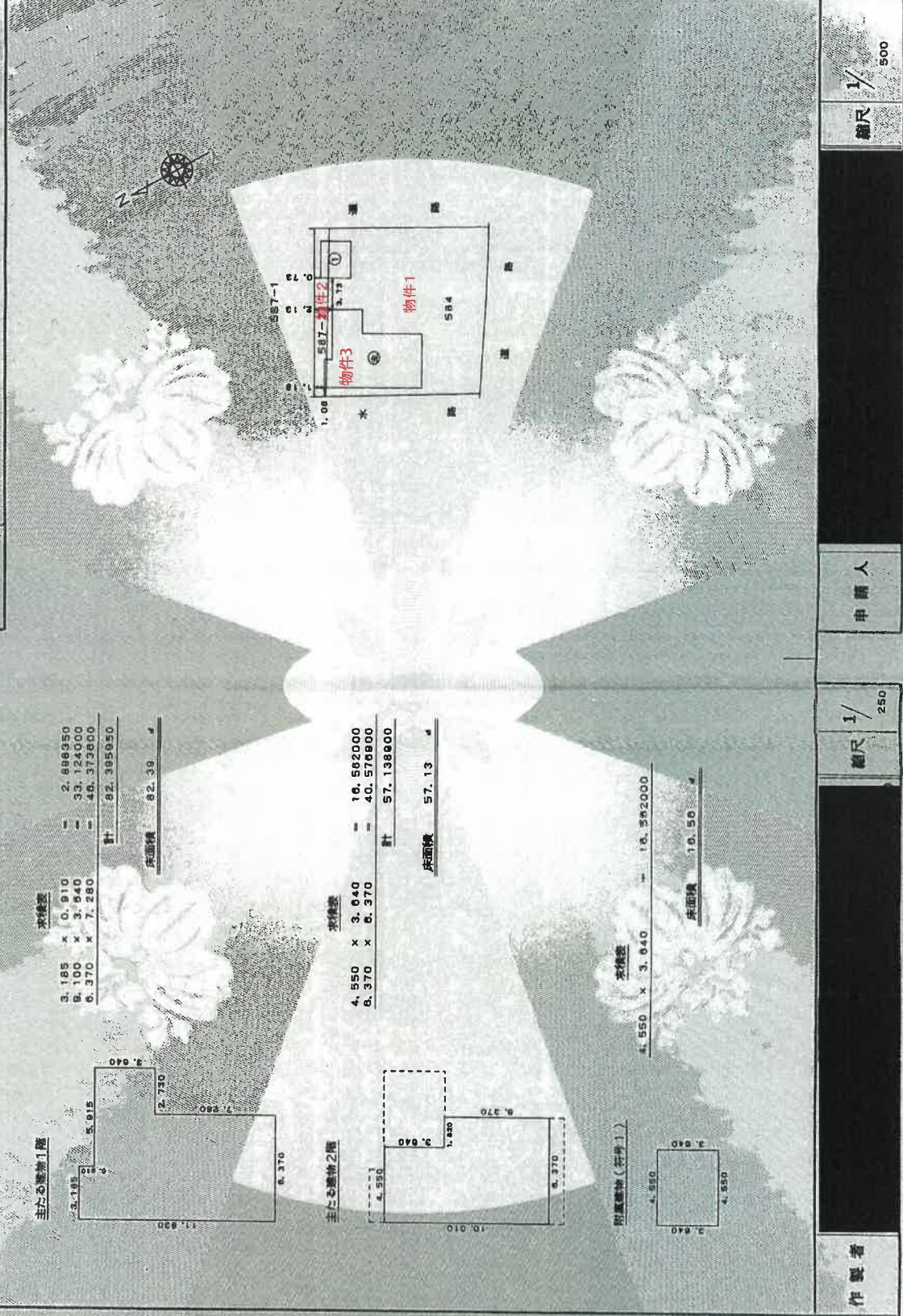
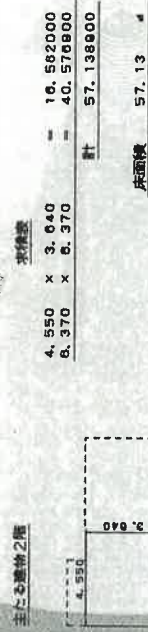
566076

家屋番号 584-2

建 物 平 面 図

建物の所在 姫路市花田町上原田字星谷584番地・587番地2

平成 四年 九月 式 七日 登記



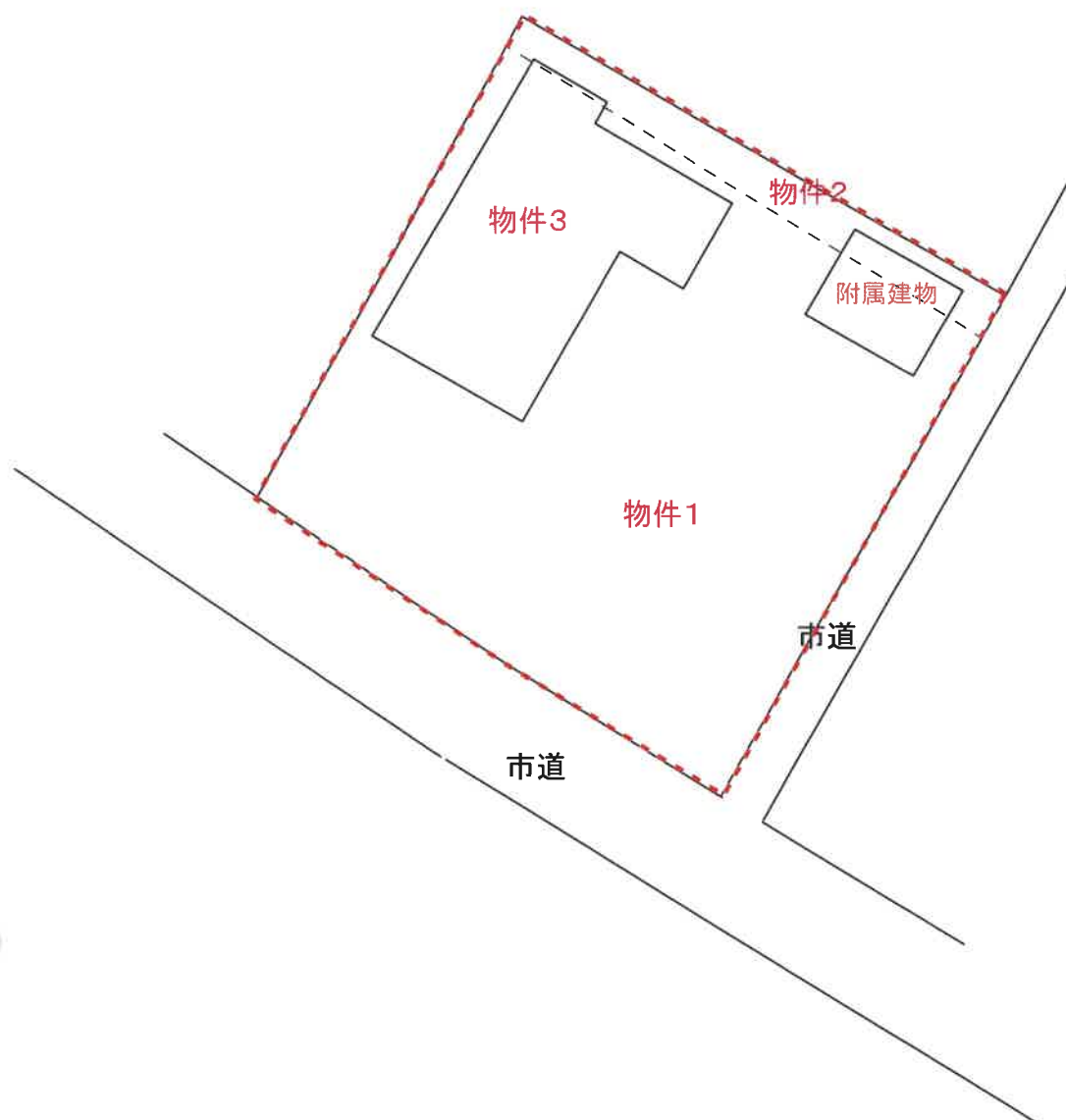
作製者

縮尺 1/250

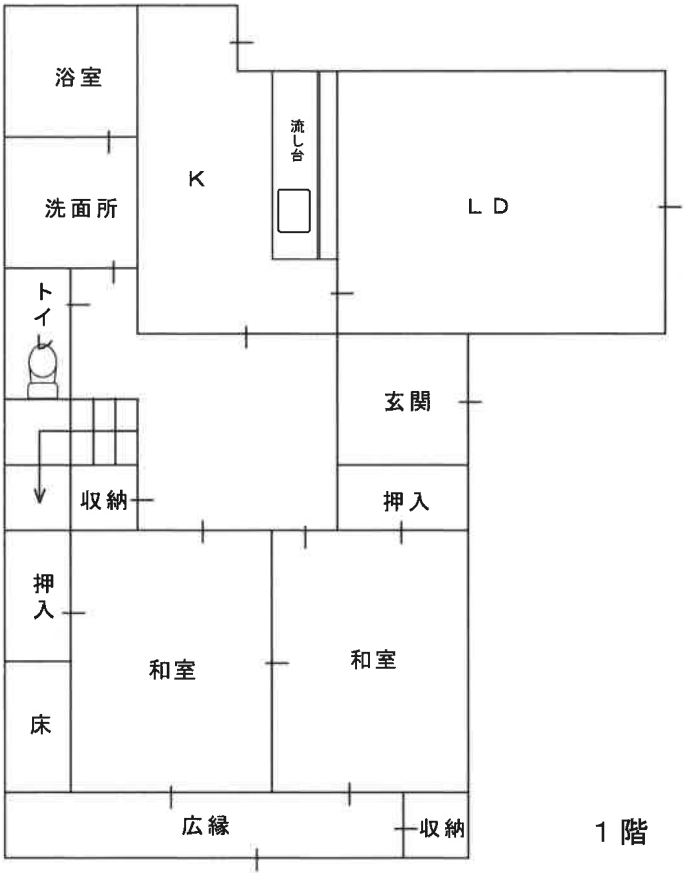
申請人

縮尺 1/500

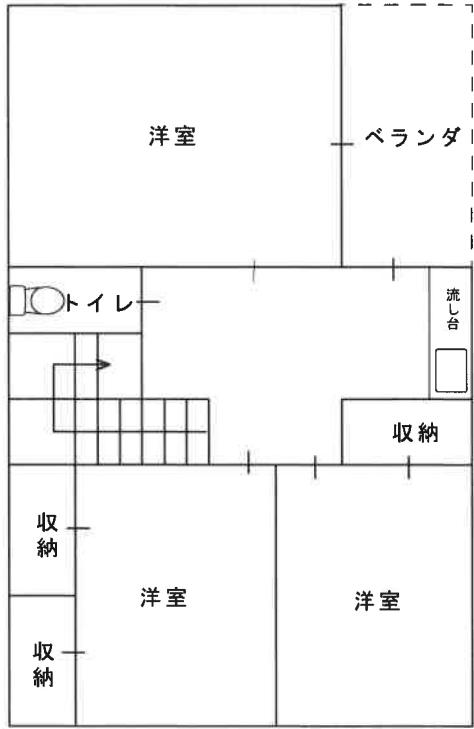
物件配置略図



建物間取図



附属建物



現況写真

